

# 精神障害者保健福祉手帳制度のお知らせ

精神障害者保健福祉手帳は、次のことにお使いいただけます。詳しくは関係する窓口にお問合せください。

制 度		問合せ先	
1	所得税、相続税における障害者控除	郡山税務署	932-2041
2	住民税における障害者控除	郡山市役所（市民税課）	924-2081
3	自動車税の減免の資格証明 （障害等級1級で自立支援医療を受けている方）	県中地方振興局県税部	935-1235
4	軽自動車税の減免の資格証明 （障害等級1級で自立支援医療を受けている方）	郡山市役所（市民税課）	924-2081
5	贈与税の非課税の資格証明	郡山税務署	932-2041
6	生活保護を受給している場合は障害者加算（障害等級1・2級）	郡山市役所（生活支援課）	924-2611
7	重度心身障害者医療費の助成 （精神疾患による入院は対象になりません。） （障害等級1級の方、または2・3級の方で身体障害者 手帳か療育手帳を持つ方。）	郡山市保健所	924-2163
8	タクシー料金・自動車燃料費の助成（障害等級1級のみ）	郡山市保健所	924-2163
9	後期高齢者医療の該当（65歳以上で障害等級1・2級の方）	郡山市役所（国民健康保険課）	924-2146
10	バス運賃割引（本人の写真が貼付された手帳所持者）	バス会社の営業所・案内所	
11	市立施設の利用料の免除。一部県立施設の利用料の免除	利用する各施設	
12	電話番号案内料の免除	N T T 郡山支店	0120-104-174
13	携帯電話基本使用料等が割引となる場合があります。	各電話会社又は販売店	
14	N H K 放送受信料の免除 ・全額免除…精神手帳を所持しており、属する世帯員全員が 市民税非課税の場合 ・半額免除…障害等級1級の方が世帯主の場合	郡山市保健所	924-2163
15	おもいやり駐車場利用制度（障害等級1級の方）	郡山市役所（障がい福祉課）	924-2381
		県中保健福祉事務所	0248-75-7800

保健福祉手帳の対象となる方は次のとおりです。

- 1 対象者 精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への不自由がある方
- 2 障害等級 1級～3級

保健福祉手帳の交付を受けるには、申請手続きが必要です。

- 1 申請書
- 2 下記①又は②の書類
  - ① 精神障がいによる障害年金を受けている方  
障害年金証書の写し又は障害年金の直近の振込（支払）通知書の写し＋同意書
  - ② 精神障がいによる障害年金を受けていない方  
医師の診断書（初診の日から6か月以上経過した時点の診断書）

3 縦4cm×横3cmの本人の写真（正面、脱帽、1年以内に撮影したもの）

4 本人の個人番号カード又は、個人番号通知カード

※ 有効期限は2年です。更新手続きは、有効期限の3か月前からできます。

保健所から更新の通知等は送付していませんので、ご注意下さい。

お問合せ先：郡山市保健所 保健・感染症課 〒963-8024 郡山市朝日二丁目15-1

電話 024-924-2163 FAX. 024-934-2960

